

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

① 対策地域内廃棄物

環境大臣による
汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による
対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画
に基づき処理

下水道の汚泥、焼却
施設の焼却灰等の
汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の
調査(特措法第18条)

申請

② 指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ
環境省 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会(平成27年9月)

放射性物質汚染対処特措法に基づく特定廃棄物は、対策地域内廃棄物又は指定廃棄物に分類され、いずれも国が処理を行うこととされています。

対策地域内廃棄物とは、国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要があるとして環境大臣が指定した地域で発生した廃棄物です。福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち、旧警戒区域及び計画的避難区域が対象です。

指定廃棄物とは、8,000ベクレル/kgを超える放射能濃度を有し、環境大臣が指定した廃棄物のことをいいます。また、放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)では、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。

なお、そのほかの放射性物質に汚染された廃棄物については、廃棄物処理法及び放射性物質汚染対処特措法に基づき自治体や廃棄物処理業者が処理をすることとされています。

本資料への収録日：平成28年1月18日